

**新型コロナウイルス感染症対応 <5/12 現在>**

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日より5類感染症へ位置付けられました。

位置付け変更に伴う学園の対応を、以下のとおりお知らせいたします。

※今後、感染状況や政府・東京都の方針により変更となる可能性があります。

【適用日】2023年5月12日（金）以降

※2023年5月11日（木）までは、〈3/13 現在〉の対応基準を適用とする。

【感染時】

・発症日を0日目として**5日目**までを療養期間とし、職免とする。

**職免の取り扱い**

陽性が証明できる書類（診断書、検査結果通知書等）および感染症報告書の提出をもって、「職免」取得の可否を人事課にて判断する。

対象期間：発症日を0日目として5日目まで（連続して取得）

※休日や予め設定していた年次有給休暇や土曜特別休暇を含む

- ・職場復帰目安は、発症後少なくとも**5日経過**、かつ症状軽快後24時間が経過している場合には6日目から解除可能とするが、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。
- ・ただし、無症状かつ本人が勤務可能であり、上長が認めた場合は、療養期間中の在宅勤務を認める。

【濃厚接触者】

- ・移行に伴い、濃厚接触者の特定は行われないため、人事課への報告は「不要」とする。
- ・同居の家族が新型コロナに罹患した場合でも出勤は可能とするが、勤務時は基本的な感染症対策を講じ、周囲への配慮を行うこと。
- ・感染防止のため上長が必要と認めた場合は、在宅勤務を認める。

【感染時の報告フロー】

- ① 人事課メール jinji@kyoritsu-wu.ac.jp にて報告する。
- ② 主治医の指示に従い、また加療中の重症度によっては産業医に相談した上で復帰する。

【出勤時の注意点】

- ・出勤時及び勤務中の不織布マスク着用は個人の判断を基本とする。